

弟子屈町学校給食費相当額給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食できない重度の食物アレルギーその他の疾患、宗教上などの配慮が必要である場合により学校給食の代替として弁当対応をする児童生徒の保護者に対し、弁当対応に要する費用を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、学校給食費の無償化による学校給食の提供を受ける児童生徒の保護者との公平性を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 弟子屈町立学校 弟子屈町立学校設置条例（昭和39年弟子屈町条例第9号）第2条及び第3条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者
- (3) 弁当対応 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食の1日における全ての飲食物に代わり、持参した弁当を喫食することをいう。
- (4) 食物アレルギー児童など 弟子屈町立学校に在籍し、食物アレルギーに関する医師の診断（学校生活管理指導表（アレルギー疾患用））又は特に教育長が認める事情により学校給食の全部を停止し、また、これに代わる弁当を持参するものをいう。
- (5) 給付金 前条の目的を達するために、弁当対応に要する費用として保護者に支給される学校給食費相当額給付金をいう。

(給付金の支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、食物アレルギー児童などの保護者とする。ただし、児童生徒が区域外就学をする者は除く。

2 支給対象者は、対象学校に在籍する児童生徒であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 保護者が学校給食申込書に食物アレルギーなどで、学校給食を申し込まないとしていること。
- (2) 給食申込書に基づき、学校において学校給食の発注が行われていないこと。
- (3) 主食・副食又は牛乳の一部欠食に該当しないこと。

3 前項に掲げる者のほか、教育長が特に必要と認める場合は、支給対象者としてすることができる。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、弟子屈町学校給食の取扱いに関する規則（令和5年弟子屈町教育委員会規則第2号）第5条第2項に規定する額に当該児童生徒が弁当の対応を行った日数（給食実施日に限る）を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が国又は地方公共団体の負担において弁当対応に要する費用の全部又は一部の支給を受けたときは、給付金の額から当該支給を受けた額を控除した額とする。

(給付対象期間)

第5条 給付金の対象となる期間は、給付金の申請日にかかわらず、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(給付金の支給申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、毎年度の5月末（年度の途中で転入等があった場合はその都度）までに、弟子屈町学校給食費相当額給付金支給申請書（別記様式第1号）に第2条第4号に規定する書類を添えて申請書を提出するものとする。

(給付金の支給決定)

第7条 教育長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、弟子屈町学校給食費相当額給付金支給・不支給通知書（別記様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

(給付金の支給申請内容の変更)

第8条 給付金の支給決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）は、アレルギー症状の改善、転出、その他の理由により申請内容に変更が生じた場合は、弟子屈町学校給食費相当額給付金支給変更申請書（別記様式第3号）により、教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項に規定する変更の申請があった場合は、弟子屈町学校給食費相当額給付金支給変更通知書（別記様式第4号）により、支給決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 弁当対応を行う児童生徒が在籍する学校長は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに、弁当の対応日数実績書（別記様式第5号）を教育長に提出するものとする。

(1) 4月1日から9月30日までの期間 10月10日

(2) 10月1日から3月31日までの期間 当該翌年の3月31日

(給付金の確定)

第10条 教育長は、前条に規定する実績報告書をもって給付対象者の給付額を確定し、速やかに内容を審査し、給付金の弁当の対応日数を決定し、弟子屈町学校給食費相当額給付金支給（不支給）決定 兼 確定通知書（別記様式第6号）により、申請者へ通知するものとする。

2 給付額の確定は、前条各号に定める期間の区分に応じて、年2回行う。ただし、年度の途中で給付金の交付申請があった場合又は弁当対応を終了した場合は、この限りではない。

(給付金の支給)

第11条 支給決定した給付金は、次の各号に掲げる期別ごとに規定する弁当対応回数に応じた給付金を支給対象者の指定する金融機関の口座に口座振り込みにより、年2回に分けて支給するものとする。

- (1) 前期 算定年度の4月から9月までの弁当対応回数
- (2) 後期 算定年度の10月から3月までの弁当対応回数

(給付金の支給決定の取消し)

第12条 教育長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、支給の決定を受けたと認められるとき。
- (2) その他教育長が支給することが不相当と認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、弟子屈町学校給食費相当額給付金支給取消通知書（別記様式第7号）により、通知するものとする。

(給付金の返還)

第13条 教育長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。